

## KC's活動報告<sup>2008.4/11~5/30</sup>

○理事会 4月28日2008年度第1回理事会、5月22日第2回理事会を開催。

- ・検討委員会の案件と対応、会員状況、2008年度総会（6/28）記念シンポジウム企画、消費者団体訴訟制度の動向、マスコミ対応、その他の啓発事業などについて報告、審議、確認をしました。
- ・内閣府国民生活局「生活安心プロジェクト」（行政のあり方総点検）意見募集に意見を提出しました。

○検討委員会 4月1日、4月16日、5月13日、5月30日に開催。

- ・検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。現在11検討グループが活動しています。この間、近畿府県内のいくつかの行政へ具体的な事案で情報提供申請を行い、迅速な情報提供をいただいている。
- ・この間の「問合せ」5件、「ご通知」1件、「申し入れ」1件に対して、回答（1件のみ未回答）があり、各々について回答内容と対応方向の検討を行っています。

### ○適格消費者団体の動き

- ・5月25日、消費者ネット広島が適格消費者団体認定記念セミナーを開催。野々山常任理事、西島事務局長が出席。
- ・5月28日、N P O 法人ひょうご消費者ネットが内閣総理大臣より、適格消費者団体の認定を受けました。全国で6つの適格消費者団体となりました。

※4月25日、特定商取引法、景品表示法への消費者団体訴訟制度導入を内容とする消費者契約法改正案が成立しました。

### ○その他（学習・啓発事業）

- ・「消費者庁」関連で、新しい消費者行政を実現する会など共催で、5月13日に全国一斉街頭宣伝活動として大阪天満橋で実施され、KC's会員も多数参加しました。また、消費者の立場から一元的消費者行政の実現に向けた「連続シンポジウム」が開催されています。（5/21京都会場、5/31神戸会場、6/13大阪会場）

\*大阪会場（午後6時半～、大阪弁護士会館）は、「情報収集制度」をメインに意見交換する予定です。

- ・5月29日、労働金庫主催で労働組合役員対象に「多重債務問題と悪質商法」学習会が（講師：坂東俊矢常任理事）開催されました。
- ・6月25日から「くらしの中の契約を考える会」を4回連続講座で開催します。今回の対象は会員生協の役職員として行います。
- ・7月中に検討グループメンバーをはじめ、KC's会員対象に「特定商取引法、景品表示法改正」学習会を開催する予定です。

\*ニューファイナンス差止請求訴訟の第1回期日は、7月2日（水）10時30分から京都地方裁判所208号法廷です。終了後に、隣接の弁護士会館で説明会を開催いたします。是非、傍聴をお願いします。（ご希望の方は、事務局までご連絡ください。）

## ご案内・お知らせ

### ◇ 通常総会・記念シンポジウム ◇

●日時：2008年6月28日（土）

13:00～16:30

●場所：大阪科学技術センター8階ホール

●内容：<Ⅰ部>2008年度通常総会  
<Ⅱ部>記念シンポジウム（14:00～）

●シンポジウムテーマ

「消費者庁」構想とKC'sのできること  
—消費者契約法から特定商取引法・景品表示法に広がって—

●参加費：無料

※シンポジウムの詳細は、ホームページをご覧の上、会員外の方もお誘い合わせご参加よろしくお願いします。

### 問合せ・連絡先

消費者支援機構関西（KC'sケーシーズ）事務局  
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730  
eメール：info@kc-s.or.jp  
ホームページ：<http://www.kc-s.or.jp/>

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）



## 消費者団体訴訟制度が また一步、消費者に近づく

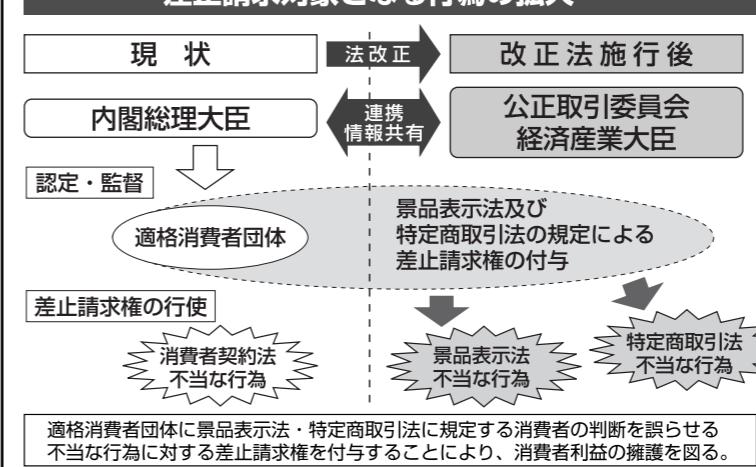
### 特定商取引法と景品表示法が消費者団体訴訟制度の対象法令に！

#### ■消費者の取引にかかる疑問や苦情から…

さて、特商法と景表法にも消費者団体訴訟制度を導入しようという構想は、適格消費者団体にとって重要な課題でした。消費者契約法に認められた消費者団体訴訟制度でしたが、当初からそれだけでは対象が狭すぎると考えられたからです。例えば、既に倒産をしてしまいましたが、NOVAの中途解約に関する約款の不当性は、最高裁の判決が出るずっと以前から問題になっていました。もっとも、その不当性は継続的役務提供契約の中途解約に関する特商法の規定に反することが、その根拠でした。もちろん、多少、解釈に工夫をすれば消費者契約法違反と言えることも可能かもしれません。でも、それはあまりに技巧的ですし、何よりも消費者の考える素直な問題意識、つまりは「中途解約をしたのになぜこんな少額しか返金されないの？」という疑問に答えるものにはなっていません。消費者団体訴訟制度が、実際には取引に対する消費者の疑問や苦情から始まることを考えれば、特商法

私たちKC'sは、改正法案の閣議決定を受けて、2008年3月4日に他の適格消費者団体4団体とともに、改正法の今国会での成立を求める共同のコメントを発表しています（<http://www.kc-s.or.jp/report/report2/2008/0304.html>）。それが実現したことを率直に高く評価したいと思います。

#### 差止請求対象となる行為の拡大



#### ●景品表示法

- ・差止請求権：適格消費者団体は、優良誤認表示・有利誤認表示といった景品表示法に規定する不当な行為について差止請求をすることとする。

#### ●特定商取引法

- ・差止請求権：適格消費者団体は、不実告知や威迫・困惑等の不当な勧誘行為又はクーリング・オフを無意味にするような特約を含む契約の締結等の特定商取引法に規定する不当な行為について差止請求をすることとする。

（内閣府資料より抜粋）

に団体訴権が認められることにはとても大きな意味があると言えます。これは、不当な広告や表示を規制する景表法にも同じことが言えます。痩身効果を強調する広告、電気代の削減や燃費向上を強調する機器の宣伝パンフレット等々、私たちの周りには優良であると誤認させる情報があふれています。特商法と景表法を対象として、消費者団体訴訟制度がまた一歩、消費者に近づくことができるのです。

### ■行政処分と関連づけて実効化を

もっとも、今回、消費者団体訴訟の対象とされた規定は、特商法のすべてではありません。その対象は、特商法で民事的な効果をともなう条文に限られています。業務停止や指示など、行政規制の根拠とされる禁止行為は対象に含ま

れていません。具体的には、クーリングオフ（特商法9条）や違約金の制限（特商法10条）、それに契約解除等を妨げる不実告知（特商法第6条1項各号）などが対象になります。景表法は、「優良誤認」「有利誤認」の双方が団体訴権の対象とされています。まずは、適切にこれらの法律に基づく訴権行使を行うとともに、将来はそれを行政処分とも関連づけて実効化する努力が、適格消費者団体と行政機関の双方に求められていると思います。

### ■透明性のある簡便で統一的な手続きを

今回の改正法成立のもうひとつの重要な点が、特商法や景表法に関する訴権行使する消費者団体の適格認定に関する手続きが、消費者契約法に一本化されたことです。これは、KC'sを含

めた適格消費者団体にとって、現実的にとても大きな意味があります。法律ごとに異なる官庁に、膨大な資料と活動実績を提示しなければならないとしたら、それはあまりにも過大な負担になるからです。具体的な手続きの詳細は今からですが、透明性の確保された簡便で統一的な手続きが考慮されるべきでしょう。

### ■KC'sの役割と責任

特商法と景表法に関する訴権を担うことは、一方で、新たな大きな責任をともなうことでも事実です。とりわけ、景表法に関する消費者団体の関与のあり方は、今まででは限定的なものであったようにも思えます。これはあくまで個人的な見解ですが、KC'sとしても、他の消費者団体とも協力して、広告やパンフレットなどの記載

事項を一齊に調査し、その問題点などを消費者の視点から指摘するなどの活動を行っていく必要があると思えます。景表法は消費者庁に移管されることが合意されたとの新聞報道もなされています。

特商法は、消費生活センターでもっとも活用される消費者のための法律です。それらを消費者団体訴訟制度の枠組みで積極的に活用すること。その役割をKC'sは果たしたいと考えています。そのことが、今回の改正で付帯決議に課題として残された、消費者団体による損害賠償等の請求や民法などへの対象法令の拡大にもつながるのだと思うのです。

(KC's常任理事 坂東俊矢)



## 最近の相談事例から 目立つ判断力が不十分な高齢者や障害者を狙った次々販売

### 【事例1】息子からの相談

一人で年金暮らしをしている75歳の母を久しぶりに訪ねたら、預金通帳の残高が殆どないことに気づいた。母に尋ねたところ着物を買ったようだ。家の中を捜すと契約書などが出てきた。2年ほどの間に着物6点、帯6点、小物類などを次々と総額900万円近くも購入していた。母が着物を着ることはめったにないし、着たところを見たこともない。販売店は同じところだが信販会社は3社に分かれていた。

母に聞いて、「展示会に誘われて行ったら、記念にサインをしてといわれ名前を書いていただけ。着物を買った覚えはない」と繰り返すだけで契約を理解していない。地元の市役所に相談したら、母に正常な判断能力があるかどうか医師の診察を受け、診断書を書いてもらうように助言された。

### 【事例2】訪問介護ヘルパーさんの相談

ひとり暮らしの女性高齢者宅に電話がかかってきて、自宅までの道順を聞かれた。訪ねてきたのは布団販売業者で、出された書類に言われるとおりに名前を書いた。布団の購入契約であることの説明はあったが、それほど高額なものだとは知らなかった。1カ月後、同じ業者の営業担当がまた家にやって来て、「前に書いてもらった書類に間違いがある。書き直してほしい」と言ったので、言われるままに名前を書いた。

介護で訪問した際、布団セット100万円の購入

契約をしていたことが分かった。返品を申し出たが応じない。他にも契約がないか調べたところ2社で布団を購入し、クレジット契約をして現在支払中だった。1つは25万円で使用済、もう1つは70万円で未使用だった。

\* \* \* \*

高齢者をターゲットにした訪問販売の被害や苦情が増加を続けています。その中でも1度被害にあった消費者を繰り返し狙い、次から次へと契約させる「次々販売」が深刻です。「次々販売」は同一業者が同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケース、複数の業者が次々に契約させるケースなどがあります。認知症の高齢姉妹の悪質リフォーム業者による被害が報道されたことをきっかけに、高齢者や障害者の消費者被害が社会問題になりました。事例のように900万円もの和服、200万円近くの布団セットの契約は販売会社の過量販売、年金生活者であるにもかかわらず支払い能力を超えるような信販会社の過剰与信は問題です。

特定商取引法は、訪問販売などで老人その他の者の判断力の不足に乗じて契約を締結させたり、当事者の知的能力・経験・財産状況などに照らして不適当と思われる勧誘をすることを禁止しています。一方、家族や身近な人たちも高齢者を孤立させないことが大切です。何かおかしいと思った時は、先ず地元の消費生活センターに相談しましょう。

### 団体紹介

## 全大阪消費者団体連絡会

全大阪消費者団体連絡会は1972年7月22日、米の物価統制令適用廃止問題を契機に発足した「消費者大阪府民会議」を発展的に解消し、大阪の消費者団体・労働組合・市民団体など25団体で結成されました（現在27団体）。結成当初より「消費者被害」「公害裁判等の支援」「消費者の権利確立」「米・食糧問題」「電気・ガス・灯油」「物価問題」「消費税」「食の安全」「ごみ・環境問題」などに取り組んでいます。

消費者被害救済・未然防止、消費者行政の充実強化は、2006～2007年にかけて府内市町村の消費者行政調べを本格的に実施しました。消費者行政調べを行う過程で地域の消団連団体会員と市町村の消費者行政担当部署との懇談が多数実現し、消費者行政の実状を住民が関心を持って知ることができました。

そして次のSTEPとして2007年には「訪問販売お断りシール」の普及と効果測定を実施しました。とりくみの趣旨は、①府保護条例をくらしの中にいかす。②特に高齢者の消費者被害の防止。③「訪問販売お断りシールの効果を検証」というものです。

訪問販売については大阪府消費者保護条例で、拒絶の意思を表明している消費者への勧誘は禁止され、「拒絶の意思を表明している」とは、「訪問者からよく見える場所に『訪問販売お断り』と書いたステッカーを貼ってある場合などを指す」とされています。

シールは地域の高齢者の集いやお食事会で消費者被害事例を話し訴える、府営住宅・UR団地の自治会役員会で自治会としての協力をお願



いする、大学生（大学生協）のマンション、診療所に置いてもらうなどを行いました。10月～翌年3月までの短い期間でしたが15,000枚を普及し、3月には一定地域で効果測定アンケートを実施しました（回答181名）。シールの効果はテキメンで「60%の方がシールを貼ってから訪問販売が減った。」「64%がシールは効果がある。」「67%がシールを貼ると安心感がある。」との回答です。また、今回のとりくみで、地域ぐるみの貼りだしが、さらに効果を増すということも分かりました。

大阪は府と市町村44自治体のうち14自治体が独自のシールを作成しています。被害防止のためにさらに普及に力を入れてほしいと思います。シールを作成していない自治体にはぜひ「訪問販売お断りシール」を作成し普及してほしいものです。

### お問い合わせ 全大阪消費者団体連絡会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目1番19-430  
Tel 06-6941-3745 Fax 06-6941-5699  
メール o-shoudanren@mb8.seikyou.ne.jp  
<http://hb8.seikyou.ne.jp/home/o-shoudanren/>